

西興部小学校いじめ防止基本方針について

平成29年3月に改訂、通知された「いじめの防止などのための基本的な方針」、「重大ないじめ事態時のガイドライン」を受け、道も「北海道いじめ問題審議会」を経て関連対策を改訂した。いじめの防止等の対策で重要なのは、スピード感と透明感を以て、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者が相互に連携協力し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指す体制づくりである。西興部小学校においても、次のとおり、いじめ問題に対する基本方針を策定する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

※けんかやふざけ合い、傷つく言葉、更に相互に仲直りをしたことでも、組織的に判断する。

2 いじめ防止に対する基本的考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に、全ての教職員が取り組む。

(1) いじめの未然防止に対する基本姿勢

心のふれあいを基調として、児童一人ひとりに対する個に応じたきめ細やかな指導を通して、いじめや不登校の未然防止、早期発見や再発防止を図るとともに、全教職員の協力体制のもと、自ら考え、判断し、行動できる児童を育成する。

- ① 「いじめは決してゆるさない」、「いじめは見過ごさない」という雰囲気作りに努める。
- ② 共感的な態度で子どもと接する日常的な教育相談を推進し、子どもが成就感や存在感を高める指導に努める。
- ③ 児童一人ひとりの特性や状況を的確に把握し、全教職員による指導体制の確立に努める。
- ④ 地域行事に積極的に参加するなど地域と連携し、児童の健全育成に努める。
- ⑤ 有害情報に対する取り組みや指導に関して、全教職員で研修の充実に努める。

(2) いじめの早期発見に向けての取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、学校、家庭、地域が一丸となって実態把握に努める。

- ① 全教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察、実態交流、教育相談を行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないようにする。
- ② わかる・できる授業や体験的学習、情報モラル教育等、学習指導の充実に努める。
- ③ PTA活動や親子ふれあい、情報交流を行い、家庭、地域と情報を共有する。
- ④ 定期的なアンケート調査、ネットパトロールを実施し、情報を収集する。

※いじめを許さない環境づくりのため、年間取組「いじめ未然防止プログラム」を作成実

施。

※早期発見の方策、チェックリストを作成実施。

※学校評価に位置づける。

(3) いじめの早期解消に向けての取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- ① 被害児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 学校全体で組織的に対応する。
- ③ 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ④ 児童や保護者に説明責任を果たす。
- ⑤ いじめが解消したとみられる場合でも、児童や保護者と継続的な連絡を行う。

※対応の必要・不要の判断を担任や担当がすることなく組織判断とする。

※情報の記録、保管をする。

※重大被害が生じたという申し立てには、即組織的体制で調査を実施する。

(4) いじめ対応の基本的な流れ

① いじめの把握

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・いじめアンケート調査による把握・いじめを受けた本人、保護者からの訴え・周囲の児童からの情報・教職員の観察、聞き取りによる発見・関係機関、地域住民からの通報・教育相談・その他 |
|---|

- i) 悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止め、事情を聞き取る。
- ii) 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- iii) ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に
関わりをもつ。
- iv) いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

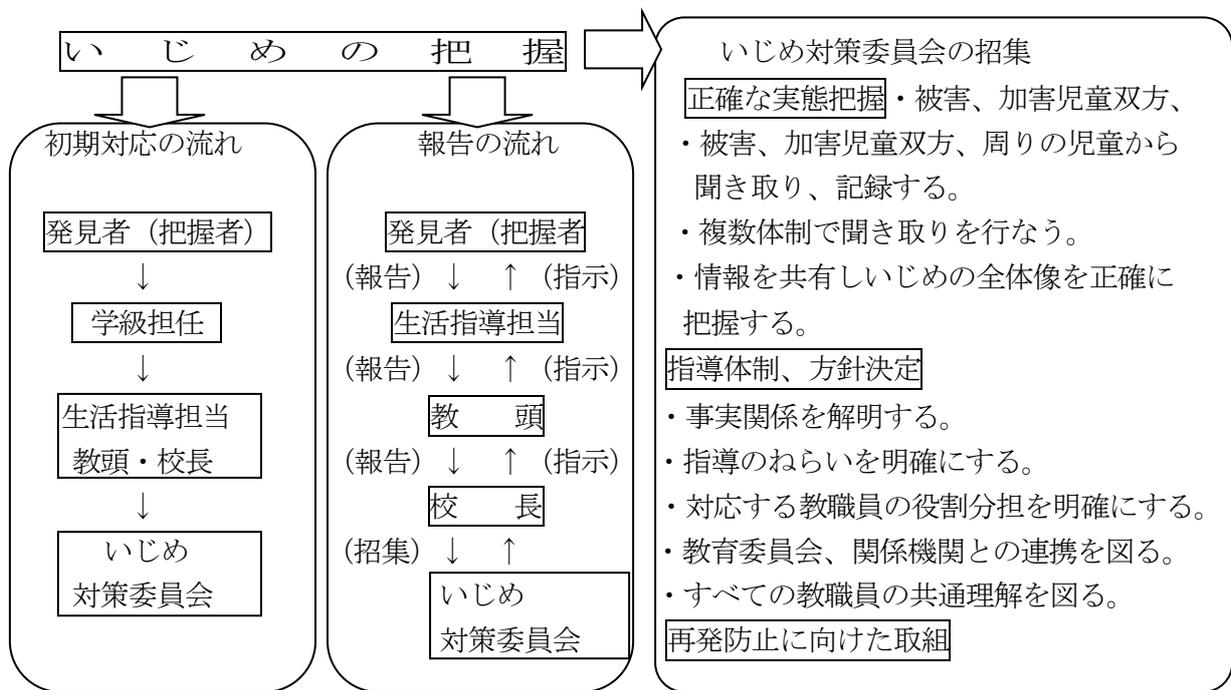
② 初期対応

- i) いじめの発見者（把握者）から学級担任への情報提供。
- ii) いじめの発見者（把握者）及び学級担任から生活指導担当、教頭、校長への情報提供。
- iii) 学級担任などによる関係児童への事実確認及び指導。
- iv) いじめ対策委員会への情報提供。

③ いじめの報告

- i) いじめの発見者（把握者）から生活指導担当への報告。

- 生活指導担当から学級担任などへの調査、聞き取りの指示。
- ii) 生活指導担当から教頭への報告。
 - 教頭から生活指導担当への対応の指示。
- iii) 教頭から校長への報告。
 - 校長から教頭への対応の指示。
- iv) 校長によるいじめ対策委員会の招集。
 - ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校におけるいじめ対策委員会に直ちに情報共有する。
 - ・当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
 - ・事実の確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに被害児童、加害児童の保護者に連絡する。



④ 被害児童への指導・支援

- ・いじめられた児童を保護するとともに、心配や不安を取り除き、自尊感情を高める。
- ・関係機関との連携を図り、最善の手立てにより早期解消を図る。
- ・見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、放課後など)

⑤ 被害児童の保護者との連携

- ・いじめ発生に対する謝罪及び事実経過の説明をする。
- ・今後の指導の方針及び具体的な手立てについて説明する。

※謝罪をもって解決したと判断するのではなく、次の要件を満たすこと。

- いじめに係る行為が、相当の期間（3か月が目安）連続して止んでいること。
- 被害児童（その保護者）の面談等により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめられた子どもへ

- 1) つらい気持ちを共感的に理解する。
- 2) 保護者と連携し、毎日の生活に寄り添う。
- 3) 自己存在感・有用感を感じる場を設定する。
- 4) 新しい目標や友だち関係の再構築を支援する。
- 5) 自己表現の練習、いじめへの対処法を身につける。

⑥ 加害児童への指導・支援

- ・他人の人権を侵す行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解させる。
- ・いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。
- ・不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

いじめた子どもへ

- 1) 自分のしたことがいじめであると理解させる。
- 2) 受けた子どもの心の痛みや苦しみを理解させる。
- 3) 保護者と連携し、ストレスの緩和を図る。
- 4) 新しい目標や友だち関係の再構築を支援する。

⑦ 加害児童の保護者との連携

- ・事実経過の説明をし、家庭における指導を要請する。
- ・いじめられている児童及び保護者への謝罪に立ち会い、仲介する。

⑧ 周囲の児童への指導・支援

- ・自分自身の問題としてとらえさせ、誰かに知らせることの大切さに気づかせる。
- ・いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為も許されないことに気づかせる。
- ・みんなの力でいじめをなくし、よりよい学校生活を送ることの大切さを自覚させる。

他の子どもへ

- 1) 学齢や状況に即し、傍観はいじめられた子を孤立化させ、いじめをエスカレートさせることを認識させ、いじめを防ぐ指導を行う。

⑨ 周囲の児童の保護者との連携

- ・個人情報の内容や保護者の意向を確認の上、教育的配慮の下、学級懇談会などで事実経過について説明する。

⑩ 再発防止に向けた取組（いじめ対策委員会において検討する。）

- ・原因の詳細な分析
 - 事実の整理、指導方針の再確認
 - 記録の整理
- ・学校体制の改善・充実
 - 生徒指導体制の見直し・改善
 - 校内研修（児童理解、事例研究など）の充実
- ・教育内容及び方法の改善・充実
 - 学級経営の見直し（人間関係づくり、居場所作り）
 - 豊かな心を育てる指導の充実
 - 授業改善（自己有用感を感じさせる指導）
- ・家庭、地域との連携強化
 - 積極的な情報提供
 - 学校評価の推進
 - 保護者懇談会の実施
 - PTA活動の活性化
 - 地域行事への積極的な参加

(5) 重大事態への対処

① 重大事態とは

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・児童や保護者から、いじめにより上記の重大事態に至ったとの申し立てがあったとき

② 具体的な対処の流れ

i) 重大事態の把握

- ・重大事故、事案の発生
- ・本人およびその保護者からの申し立て
- ・教育委員会、警察など関係機関からの通報
- ・その他

ii) 重大事態の調査

- ・いじめ対策委員会の緊急招集、調査の実施
- ・事実の整理、校長への報告

iii) 重大事態の報告通報

- ・教育委員会への報告、支援要請
- ・犯罪行為が認められる場合などは、警察への通報、支援の要請

iv) 調査組織の設置

- ・校内調査委員会の選定
- ・校外の専門家への協力依頼
- ・被害者の救済措置の検討
- ・加害者への教育的措置の検討
- ・調査および対応結果の教育委員会への報告

v) 措置の実施

- ・教育委員会の指示に基づく措置の実施

3 年間を見通したいじめ防止指導計画

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取り組みを計画・実施する。

○年間計画

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
未然防止	○学級づくり（道徳・各教科・特別活動・教育相談） ○人間関係づくり（全教職員による寄り添い活動） ○保護者への説明・啓発（全体懇談会、学級懇談会、学校だより） ○いじめ未然防止プログラムの活用・改善											
早期発見	○アンケート（5月） ○教育相談：割添タイム（5～6月） ○QU（8月） ○学校評価（7月）											
職員会議など	○アンケート（11月） ○教育相談：割添タイム（10～11月） ○QU（1月） ○学校評価（12月）											
	○児童についての交流（隔週火曜日） ○職員会議・ネットパトロール・職員研修 ○学期末反省（7月） ○前期自己目標（5月） ○児童の取り組み（なかよし班・各児童委員会）											
	○学期末反省（12月） ○新年度計画（2月） ○業績評価（2月）											

西興部小学校いじめ対策委員会

<目的>

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処などに関する措置を実効的に行う。

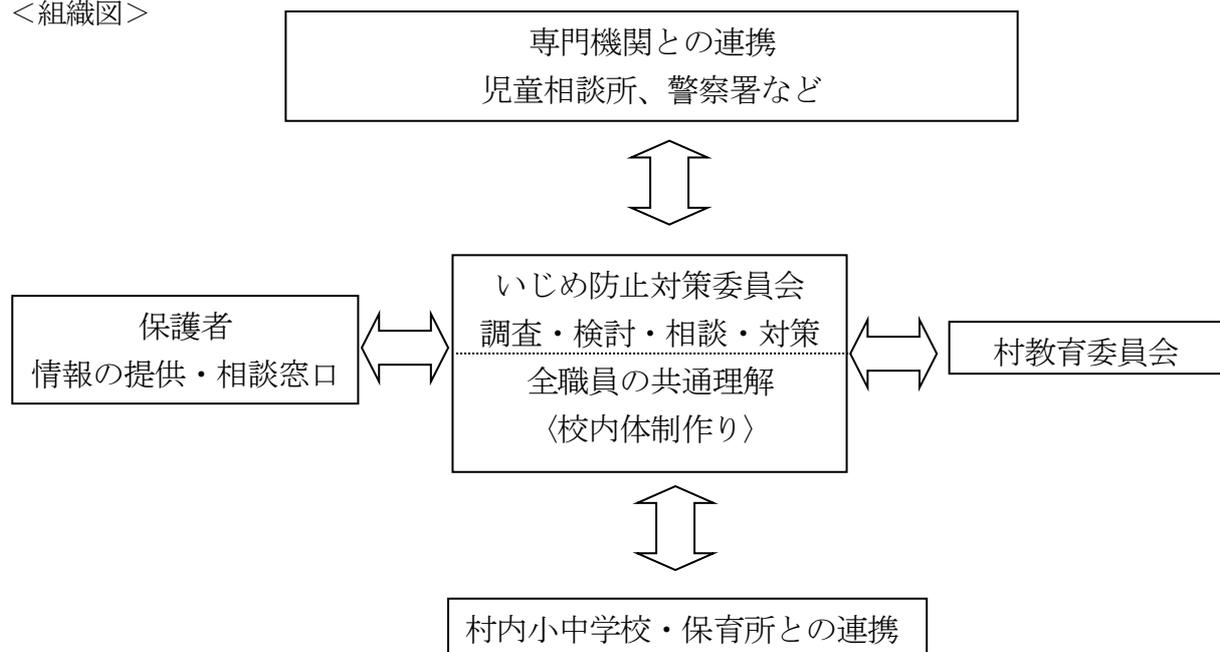
<構成>

校長、教頭、生徒指導、特支担当者、学年代表、養護教諭で構成する。

<業務>

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正。
- いじめの相談・通報の窓口。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有。
- いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急の会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携。

<組織図>



<いじめ防止対策委員会の開催>

定例の「児童の実態交流〈毎週火曜日〉」の内容も考慮し、必要に応じて開催する。